



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	文化スポーツ局スポーツ企画課	1
規則	魚崎財産区会館条例施行規則	東灘区地域協働課	2
規則	魚崎財産区わかばサロン条例施行規則	東灘区地域協働課	7
規則	魚崎財産区指定管理者候補者選定委員会規則	東灘区地域協働課	10
規則	魚崎財産区財産規則	東灘区地域協働課	13
規則	神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	文化スポーツ局中央図書館総務課	19
規則	神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	文化スポーツ局中央図書館総務課	20
告示	指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(王子動物園×阪急神戸線1dayパス)	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	22
告示	指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(神戸市バス×王子動物園デジタルセット券)	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	23
告示	道路法による道路の区域変更(市道 湊東方面第5号線)	建設局道路管理課	24
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新	地域協働局地域活性課	25
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	福祉局障害者支援課	26
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	福祉局障害者支援課	32
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更(西区玉津町ほか)	経済観光局農政計画課	39
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更(西区平野町)	経済観光局農政計画課	40
公告	開発行為に関する工事の完了(西区平野町)	都市局都市計画課	41
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部建築安全課	42
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	43
人事委員会	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	44
その他	魚崎財産区議会会議規則	東灘区地域協働課	46
その他	魚崎財産区議会傍聴規則	東灘区地域協働課	52
その他	魚崎財産区議会委員会傍聴規則	東灘区地域協働課	54
訂正	令和7年8月26日付神戸市公報第3925号中	都市局景観政策課	56

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第15号

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月条例第31号）附則第 1 項本文に規定する施行期日（附則第 3 項の施行期日を除く。）は、令和 7 年 9 月 1 日とする。

魚崎財産区会館条例施行規則をここに公布する。

令和7年9月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第17号

魚崎財産区会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、魚崎財産区会館条例（令和7年9月条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により、魚崎財産区会館（以下「会館」という。）の施設又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、魚崎財産区会館使用許可申請書を魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、第7条第1項の規定による申請をするときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請の受付は、施設等を使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合にあっては、その最初の日とする。以下「使用日」という。）の2月前の月初日から使用日の前日まで行う。ただし、2月前の月初日が休館のときは、当該月の開館初日を始期とする。

(申請事項の変更)

第3条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請した事項を変更しようとするときは、当該変更について財産区管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可書の交付)

第4条 財産区管理者は、第2条第1項の申請に対し会館の使用を許可したときは、魚崎財産区会館使用許可書を申請者に交付する。

(行為の禁止)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為

- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為
 - (3) 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
 - (4) 所定の場所以外の場所への立入り
 - (5) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙
 - (6) 許可を受けないで広告類を掲出し、又は配布する行為
 - (7) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、財産区管理者が会館の管理運営上支障があると認める行為
- (使用料の後納)

第6条 条例第10条第8項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき
 - (2) 財産区管理者がやむを得ないと認めるとき
- (使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、魚崎財産区会館使用許可兼使用料減免申請書により、財産区管理者に申請しなければならない。

2 財産区管理者は、前項の申請に対し会館の使用を許可し、及び使用料の減額又は免除を決定したときは、魚崎財産区会館使用許可兼使用料減免承認書を申請者に交付する。

3 第2条第2項及び第3条の規定は、第1項に規定する申請に準用する。

4 魚崎財産区の区域住民で組織された団体で財産区管理者が別に定めるものが公益上の目的をもって使用する場合は使用料は年間12回までを免除とし、12回を超えるものについては、使用料の5割相当額を減額する。ただし、財産区管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

(使用料の返還)

第8条 条例第12条ただし書に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲

げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他不可抗力により施設等を使用できないとき 使用料の全額

(2) 会館の管理運営上の都合により施設等を使用できないとき 使用料の全額

(3) 使用者が、使用日の1月前の日（当該日が休館日の場合は、その翌日以降の日のうち休館日に当たらない最初の日）までに財産区管理者に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき 使用料の全額

(4) 財産区管理者が特に必要があると認めるとき 財産区管理者が定める額

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、魚崎財産区会館使用料返還申請書に第4条の魚崎財産区会館使用許可書又は第7条第2項の魚崎財産区会館使用許可兼使用料減免承認書を添えて、財産区管理者に提出しなければならない。

（器具の使用）

第9条 使用者は、附属設備又は備品以外の器具を会館内に持ち込んで使用しようとするときは、財産区管理者の承認を受けなければならない。

（損傷の届出等）

第10条 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちに理由を付してその旨を財産区管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

（使用後の点検）

第11条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、直ちに財産区管理者の点検を受けなければならない。

（使用時間）

第12条 会館の施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 財産区管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

（休館日）

第13条 休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 12月28日から1月3日までの日

(2) 第1日曜日及び第3日曜日（魚崎会館に限る。）

(3) 第1火曜日及び第3火曜日（魚崎西町会館に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、財産区管理者が会館の管理運営上特に必要があると認める日

2 財産区管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

（申請書等の様式）

第14条 この規則に定める申請書その他の書類で次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に規定する事項を記載するものとする。

(1) 魚崎財産区会館使用許可申請書（第2条） 次に掲げるもの

ア 使用許可を受けようとする者の住所、団体名、氏名及び電話番号

イ 使用目的、使用日時、施設、人数、施設の使用料、附属設備及び備品、数量並びに附属設備及び備品の使用料

ウ ア及びイに掲げるもののほか、財産区管理者が必要があると認める事項

(2) 魚崎財産区会館使用許可書（第4条） 次に掲げるもの

ア 財産区管理者が使用を許可した者の住所、団体名、氏名及び電話番号

イ 使用目的、使用日時、施設、人数、施設の使用料、附属設備及び備品、数量並びに附属設備及び備品の使用料

ウ ア及びイに掲げるもののほか、財産区管理者が必要があると認める事項

(3) 魚崎財産区会館使用許可兼使用料減免申請書（第7条第1項） 次に掲げるもの

ア 使用許可及び減額又は免除を受けようとする者の住所、団体名、氏名及び電話番号

イ 使用目的、使用日時、施設、人数、施設の使用料、附属設備及び備品、数量並びに附属設備及び備品の使用料

ウ ア及びイに掲げるもののほか、財産区管理者が必要があると認める事項

(4) 魚崎財産区会館使用許可兼使用料減免承認書（第7条第2項） 次に掲げるもの

ア 財産区管理者が使用を許可し、及び使用料の減額又は免除を決定した者の住所、団体名、氏名及び電話番号

イ 使用目的、使用日時、施設、人数、施設の使用料、附属設備及び備品、数量並びに附属設備及び備品の使用料

ウ ア及びイに掲げるもののほか、財産区管理者が必要があると認める事項

(5) 魚崎財産区会館使用料返還申請書（第8条第2項） 次に掲げるもの

ア 使用料の返還を受けようとする者の住所、団体名、氏名及び電話番号

イ 使用許可の内容、返還申請の理由及び振込先

ウ ア及びイに掲げるもののほか、財産区管理者が必要があると認める事項（指定管理者に業務を行わせている場合の読替え）

第15条 条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項、第3条、第4条、第5条第8号、第8条第1項第3号及び第2項、第9条から第11条まで、第12条第2項並びに第13条第1項第4号の規定については、第2条第1項中「魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）」とあり、並びに第3条、第4条、第5条第8号、第8条第1項第3号及び第2項、第9条から第11条まで、第12条第2項並びに第13条第1項第4号中「財産区管理者」とあるのは、「条例第18条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第16条 この規則の施行について必要な事項は、財産区管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした会館に関する許可、手続きその他の行為については、この規則の相当の規定によってしたものとみなす。

魚崎財産区わかばサロン条例施行規則をここに公布する。

令和7年9月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第18号

魚崎財産区わかばサロン条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、魚崎財産区わかばサロン条例（令和7年9月条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の届出)

第2条 条例3条第2項に規定する届出をしようとする団体は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書（以下「登録届出書」という。）を魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 団体の構成員の氏名及び住所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、財産区管理者が必要があると認める事項

2 前項の規定により届け出る団体の構成員は5名以上とし、そのうち条例第3条第3項各号のいずれかに該当する者が2名以上でなければならない。

第3条 前条第1項の規定により届出をした団体（以下「登録団体」という。）は、届け出た内容に変更が生じた場合は、その変更が生じた事項及び内容を記載した変更届出書を提出しなければならない。

(行為の禁止)

第4条 条例第4条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 特定の者のみの独占的な使用
- (2) 営利活動、政治活動及び宗教的活動
- (3) 個人の所有物の放置
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがある行為
- (5) 建物又は附属物を滅失し、又は損傷する恐れがある行為
- (6) 財産区管理者の管理上必要な指示に違反する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、財産区管理者が不相当と認める行為

(附属設備使用申込書の提出)

第5条 条例第5条第2項に規定する附属設備を使用しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用申込書を財産区管理者に提出しなければならない。

(1) 団体の名称並びに申込者の氏名及び連絡先

(2) 前号に掲げるもののほか、財産区管理者が必要があると認める事項

(使用料の返還)

第6条 条例第6条ただし書に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他不可抗力により施設等を使用できないとき 使用料の全額

(2) サロンの管理運営上の都合により施設等を使用できないとき 使用料の全額

(3) 使用者が、使用日の1月前の日（当該日が休館日の場合は、その翌日以降の日のうち休館日に当たらない最初の日）までに財産区管理者に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき 使用料の全額

(4) 財産区管理者が特に必要があると認めるとき 財産区管理者が定める額

(附属設備使用後の点検)

第7条 附属設備の使用者は、その使用を終わったときは、直ちに使用した設備等を原状に回復し、財産区管理者の点検を受けなければならない。

(使用時間)

第8条 サロンの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、財産区管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第9条 休館日は次に掲げる日とする。

(1) 12月28日から翌年1月4日までの日

(2) 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日と重なった場合は、その翌日を休館日とする。

(使用制限日)

第10条 前条に定めるもののほか、財産区管理者は、次に掲げる日においては、

サロンの利用を制限することができる。

(1) 1月17日及び5月第2日曜日

(2) 財産区管理者が特に必要があると認める日

(指定管理者に業務を行わせている場合の読替え)

第11条 条例第9条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項、第4条第6号及び第7号、第5条から第8条まで並びに第10条の規定の適用については、第2条第1項各号列記以外の部分中「魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）」とあり、並びに同項第3号、第4条第6号及び第7号、第5条から第8条まで並びに第10条中「財産区管理者」とあるのは、「条例第9条第1項に規定する指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にしたサロンに関する手続きその他の行為については、この規則の相当の規定によってしたものとみなす。

魚崎財産区指定管理者候補者選定委員会規則をここに公布する。

令和7年9月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第19号

魚崎財産区指定管理者候補者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、魚崎財産区執行機関の附属機関に関する条例（令和7年9月条例第10号）第2条の規定に基づき、魚崎財産区指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員3名以上5人以内で組織する。

2 委員会の委員は、学識経験を有する者及び魚崎財産区議会議員のうちから、魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は、魚崎財産区が所管する公の施設に係る指定管理者候補者の指定等に関し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 指定管理者に指定しようとする団体の選定方法及び選定に関すること

(2) 指定管理者制度を活用した施設の利用者の満足度及び苦情の調査に関する

ること

(3) 指定管理者が行った管理運営に対する評価に関すること

(4) その他指定に関する重要な事項に関すること

2 委員長は、指定管理者に指定しようとする団体の選定結果及び管理運営に対する評価について、財産区管理者に報告するものとする。

(議事)

第6条 委員会は、必要の都度、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、外部の識見者又は施設利用者その他指定管理者業務に関係のある者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(除斥)

第8条 議案が指定管理者の候補者の選定に関するものである場合において、委員が指定管理者の指定を受けようとする団体と直接の利害関係を有するときは、当該委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、東灘区役所総務部地域協働課において行う。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした魚崎財産区指定管理者候補者選定委員会の議事の手

続その他運営については、この規則の相当の規定によってしたとみなす。

魚崎財産区財産規則をここに公布する。

令和7年9月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第20号

魚崎財産区財産規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 取得（第2条）

第3章 管理（第3条—第16条）

第4章 処分（第17条—第19条）

第5章 雑則（第20条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 魚崎財産区の所有に属する動産、不動産及びその他の財産（以下「財産区有財産」という。）の取得、管理及び処分については、法令その他別に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

第2章 取得

（財産区有財産の取得）

第2条 神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2）第11条から第14条までの規定は、魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）が財産区有財産として財産を取得し、又は取得しようとする場合について準用する。

第3章 管理

（契約書の記載事項）

第3条 財産区有財産を貸し付ける場合の契約書には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 借受人の住所及び氏名
- (2) 貸付物件の所在、種類及び数量
- (3) 使用目的及び用途の指定

- (4) 貸付期間及び期間更新の方法
- (5) 貸付料の額及び納期並びに貸付料の改定
- (6) 遅延利息
- (7) 権利金（権利金を徴収しない場合を除く。）及び保証金
- (8) 転貸等の禁止及び借受人の届出事項
- (9) 有益費及び必要費
- (10) 原状回復及び損害賠償
- (11) 前各号に掲げるもののほか、貸し付けるについて必要とする事項
（貸付期間）

第4条 財産区有財産の貸付期間は、その性質、用途、目的その他の事情を考慮して、法令に定める範囲内で合理的に定めるものとする。

2 前項の財産区有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる期間を超えることができない。

- (1) 建物の所有を目的として有償で貸し付ける土地 30年
- (2) 一時使用を目的として貸し付ける土地及び建物 1年
- (3) 前2号以外の土地及び建物その他の工作物 5年
- (4) 前各号以外の財産 6か月

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。

（貸付料）

第5条 財産区有財産の土地に係る貸付料は、神戸市公有財産規則の例により財産区管理者が定める。

2 前項の規定は、財産区有財産のうち共有に係る財産については、適用しない。

（貸付料の日割計算）

第6条 神戸市公有財産規則第35条の規定は、財産区有財産の貸付に係る貸付料の日割計算について準用する。

（貸付料の減免）

第7条 神戸市公有財産規則第36条の規定は、財産区有財産の貸付に係る貸付料の減免について準用する。

（貸付料の納期）

第8条 第5条第1項に規定する貸付料は、次の各号に掲げる貸付料の区分に応じ、当該各号に定める納期内に納付させなければならない。

(1) 第1期（4月1日から6月30日までの貸付料） 4月1日から4月30日まで

(2) 第2期（7月1日から9月30日までの貸付料） 7月1日から7月31日まで

(3) 第3期（10月1日から12月31日までの貸付料） 10月1日から10月31日まで

(4) 第4期（1月1日から3月31日までの貸付料） 1月1日から1月31日まで

2 前項各号に規定する貸付料の区分の期間の途中で貸付けを開始する場合におけるその期間の貸付料は、前納とする。

3 前2項の規定にかかわらず、財産区管理者が必要があると認めるときは、納期について別の定めをすることができる。

（督促等）

第9条 神戸市公有財産規則第38条の規定は、財産区有財産の貸付契約に基づく貸付料、権利金その他の債権に係る督促及び遅延利息について準用する。

（貸付料の改定）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合であつて、貸付料が不相当となつたときは、貸付料を改定するものとする。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するとき

(2) 前号に掲げるもののほか、貸付契約の重大な要素を変更するとき

(3) 経済事情の変動又は近隣の類似の不動産の賃料の変化があつたとき

（権利金の徴収）

第11条 建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合には、当該土地を引き渡す前に権利金を徴収するものとする。ただし、財産区管理者が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 権利金の額は、神戸市の公有財産の貸付に係る権利金の例により財産区管理者が定める。

（承諾料等の徴収）

第12条 建物の所有を目的として土地を貸し付けている場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める名義書換承諾料、借地条件変更承諾料、建物の増改築承諾料又は更新料（以下「承諾料等」という。）を徴収するものとする。ただし、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項若しくは第2項の規定による借地権（以下「事業用定期借地権等」という。）を設定しているとき、又は同法第25条に規定する臨時設備の設置その他一時使用のために借地権を設定したことが明らかなきときは、この限りでない。

（1）貸付地の賃借権を第三者に譲渡するとき 名義書換承諾料

（2）非堅固な建物所有の借地条件を堅固な建物所有の借地条件に変更するとき（借地借家法の施行前に設定された借地権に係るものに限る。） 借地条件変更承諾料

（3）貸付地の上に存する建物を改築し、又は増築するとき 建物の増改築承諾料

（4）賃貸借期間満了に際し、新しい期間に更新するとき 更新料

2 承諾料等の徴収基準及び額は、財産区管理者が取引慣行を考慮し別に定める。

（保証金）

第13条 財産区有財産を1年を超える期間にわたって貸し付ける場合は、借受人の債務の履行を確保するため、貸付料の6箇月分に相当する額（事業用定期借地権等の設定を目的とする場合にあっては、貸付料の6箇月分に相当する額以上で、かつ、適当と認められる額）以上の保証金を契約と同時に納付させなければならない。ただし、財産区管理者が特にその必要がないと認めるときは、保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

2 前項の規定により徴収した保証金の額が貸付料の改定により著しく不相当と認められるときは、保証金の額を改定するものとする。

3 保証金は、貸付契約が終了し、当該財産区有財産の引渡しを受けた後に返還する。ただし、契約に基づく貸付料、遅延利息、原状回復のための費用その他の納付金のうち未納のものがあるときは、保証金を当該未納金に充当し、その残額を返還する。

4 保証金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第14条 財産区有財産を1年を超える期間にわたって貸し付ける場合には、前条第1項ただし書に定める場合を除き、財産区管理者は次の各号に定める資格を有する連帯保証人を立てさせることができる。

(1) 本市又は近隣市町村に住所又は事務所を有する者であること

(2) 債務弁済能力を有すると認められる者であること

2 連帯保証人が前項の資格を欠いたときは、新たに同項の資格を有する連帯保証人を立てさせなければならない。

(転貸等の禁止)

第15条 財産区有財産の借受人による次に掲げる行為は、認めない。ただし、財産区管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 借受物件を転貸し、又は賃借権を譲渡すること

(2) 借受物件を指定された目的又は用途以外の目的又は用途に使用すること

(3) 借受物件の原状を変更すること

(4) 借受物件である土地の上に建物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること

2 借受人が前項ただし書の規定による財産区管理者の承認を受けようとするときは、あらかじめ、財産区管理者に書面により申請させなければならない。

(貸付契約の解除)

第16条 財産区管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当し、貸付契約を継続することが適当でないと認めるときは、貸付契約を解除しなければならない。

(1) 承認を得ないで前条第1項各号に掲げる行為をしたとき

(2) 貸付料を正当な理由なく滞納したとき

第4章 処分

(処分の原則)

第17条 財産区有財産の処分は、公の秩序又は善良の風俗に反しないよう、財産区の公共の福祉に適合するよう、及び財産区の財政の運営にも寄与するよう総合的に考慮して行わなければならない。

（所有権移転及び登記又は登録の時期）

第18条 財産区有財産の売却、交換等により所有権を移転する時期は、売買代金又は交換差金がある場合はこれを完納したとき、その他の場合は当該財産を引き渡したときとする。

2 登記又は登録は、前項の規定により所有権を移転した後に行うものとする。

（売却代金の納付時期）

第19条 財産区有財産を売却したときは、その登記登録又は引渡前にその代金を完納させなければならない。

第5章 雑則

（財産台帳の調整）

第20条 財産区管理者は、財産台帳を調製し、財産の所在、数量、価格等を登録しなければならない。ただし、財産の性質によってその一部を省略することができる。

（契約解除時の損害賠償請求）

第21条 用途及びその用途に供すべき期間を指定して財産区有財産を売却、交換、寄付又は貸付をした場合において指定期間内にこれをその用途に供せず又はこれをその用途に供した後指定期間内にその用途を廃止したときは、その契約を解除し損害賠償の請求をすることができる。

（施行の細目）

第22条 この規則の施行に関して必要な事項は、財産区管理者が別にこれを定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした財産区有財産の取得、管理及び処分については、この規則の相当の規定によってしたものとみなす。

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第21号

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例（令和6年5月条例第2号）の施行期日は、令和7年9月30日とする。

神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第22号

神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（開館時間等） 第3条 [略] <u>2 垂水図書館に設置された駐輪場の利用時間は、午前9時30分から午後8時30分までとする。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時30分から午後6時30分までとする。</u> <u>3</u> 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、<u>開館時間及び利用時間</u>を変更することができる。	（開館時間） 第3条 [略] <u>2</u> 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>同項の開館時間</u>を変更することができる。

(館外貸出) 第4条 市長又は<u>条例第9条第1項</u>の規定に基づき市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)が管理する図書館にあっては指定管理者(以下「市長等」という。)は、市立図書館の利用者(以下「利用者」という。)のうち、次の各号に掲げる者に対して、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料(以下「資料」という。)の市立図書館外への貸出し(以下「館外貸出」という。)を行うものとする。 (1)～(4) [略] (協議会の会長及び副会長) 第23条 <u>条例第8条</u>に規定する神戸市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。 2～5 [略]	(館外貸出) 第4条 市長又は<u>条例第8条第1項</u>の規定に基づき市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)が管理する図書館にあっては指定管理者(以下「市長等」という。)は、市立図書館の利用者(以下「利用者」という。)のうち、次の各号に掲げる者に対して、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料(以下「資料」という。)の市立図書館外への貸出し(以下「館外貸出」という。)を行うものとする。 (1)～(4) [略] (協議会の会長及び副会長) 第23条 <u>条例第7条</u>に規定する神戸市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。 2～5 [略]
---	---

附 則

この規則は、神戸市立図書館条例の一部を改正する条例(令和6年5月条例第2号)の施行の日から施行する。

神戸市告示第274号

「王子動物園×阪急神戸線1dayパス」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57

株式会社スルッとKANSAI

IC事業本部 石田 祐司

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子動物園入園料

3 指定納付受託者との指定期間

令和7年9月1日から令和8年1月31日まで

4 指定日

令和7年9月1日

神戸市告示第281号

「神戸市バス×王子動物園デジタルセット券」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57

株式会社スルッとKANSAI

IC事業本部 石田 祐司

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子動物園入園料

3 指定納付受託者との指定期間

令和7年9月13日から令和8年1月31日まで

4 指定日

令和7年9月13日

神戸市告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年9月23日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路 線 名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	湊東方面第 5号線	神戸市中央区再度筋町58番 1地先から	新	6.50	2.60
		神戸市中央区再度筋町59番 3地先まで	旧	6.50	16.80

神戸市告示第283号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人 P r e s e n t G a r d e n t o
代表者	高野 捧
所在地	神戸市垂水区南多聞台1丁目5番11号
目的	この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行うと共に、障害者本人が幸福を感じながら社会に参画し、さらに貢献できることを目指し、同時に障害者と市民の協働によって地域市民全体の生活が豊かになる社会の実現に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和7年7月29日から令和12年7月28日まで）

神戸市告示284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（精神通院医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（精神通院医療）

指定年月日	名 称	担当する 医療の種類	所 在 地
令和7年4月1日	精療クリニック小林	病院又は 診療所	神戸市中央区元町通2丁目8番 14号 オルタンシアビル9階
令和7年4月1日	幸地クリニック	病院又は 診療所	神戸市中央区三宮町2丁目11 番1号 センタープラザビル西 館709号
令和7年4月1日	さえき心療クリニッ ク	病院又は 診療所	神戸市西区学園西町1丁目13 番地
令和7年5月1日	長谷川医院	病院又は 診療所	神戸市西区小山1丁目3番27 号
令和7年5月1日	岩本診療所こうべ往 診クリニック	病院又は 診療所	神戸市中央区上筒井通6丁目2 番27号
令和7年6月1日	神港園妙法寺クリニ ック	病院又は 診療所	神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石 1番地の4
令和7年6月1日	くじめ内科	病院又は 診療所	神戸市長田区苅藻通3丁目5番 7号
令和7年6月1日	のだホームケアクリ ニック	病院又は 診療所	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目10 番1号 2階南側
令和7年6月1日	松本クリニック	病院又は 診療所	神戸市北区有野台2丁目1番地 の13

令和7年7月1日	神戸在宅診療クリニック	病院又は診療所	神戸市中央区中尾町7丁目5番
令和7年3月1日	I & Hライフ本山薬局	薬局	神戸市東灘区本山南町6丁目10番28号 3階
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 魚崎店	薬局	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号 第二松原ビル103号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 魚崎南町店	薬局	神戸市東灘区魚崎南町8丁目12番17号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 青木店	薬局	神戸市東灘区北青木2丁目6番12号 辻川マンション102
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 向洋町店	薬局	神戸市東灘区向洋町中7丁目1番地の5 六甲アイランドウエストコート11番街106号室
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 住吉川店	薬局	神戸市東灘区住吉本町3丁目4番15号 インターメディックビル1階-2
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 阪神センター店	薬局	神戸市東灘区魚崎西町2丁目3番3号 1階
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 御影店	薬局	神戸市東灘区御影中町1丁目7番20号 トラストイー御影
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 みかげ南店	薬局	神戸市東灘区御影本町4丁目9番17号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 六甲ファーマシー店	薬局	神戸市灘区宮山町3丁目3番44号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 六甲道店	薬局	神戸市灘区森後町2丁目2番22号 アーバンライフ六甲106号

令和7年3月1日	阪神調剤薬局 神戸店	薬局	神戸市中央区北長狭通5丁目6番6号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 神戸日赤前店	薬局	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番10号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 三宮センター街店	薬局	神戸市中央区三宮町1丁目4番1号 京町WEST-Kビル地下1階
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 三宮店	薬局	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目3番13号 オリバー三宮ビル1階
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 神鋼店	薬局	神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 神大店	薬局	神戸市中央区楠町6丁目13番24号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 灘東店	薬局	神戸市中央区上筒井通5丁目1番8号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 元町店	薬局	神戸市中央区元町通1丁目9番5号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 神緑店	薬局	神戸市兵庫区荒田町3丁目11番19号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 湊川店	薬局	神戸市兵庫区大井通1丁目1番27号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 有野店	薬局	神戸市北区有野町有野1243番地の1
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 からと店	薬局	神戸市北区唐櫃台2丁目2番16号

令和7年3月1日	阪神調剤薬局 箕谷店	薬局	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷 41 番地の 4
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 大開店	薬局	神戸市長田区二番町 3 丁目 1 番地
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 長田店	薬局	神戸市長田区長田町 1 丁目 3 番 1 号 サンドール長田南館 111
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 新須磨店	薬局	神戸市須磨区衣掛町 4 丁目 1 番 25 号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 名谷店	薬局	神戸市須磨区西落合 5 丁目 4 番 5 号
令和7年3月1日	阪神調剤薬局 阪神センター大蔵谷店	薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬池林 682 番地の 1
令和7年5月1日	のぞみ薬局 下山手通店	薬局	神戸市中央区下山手通 7 丁目 4 番 8 号 フェニックスハイツ山手 1 階－ 2
令和7年5月1日	さくら薬局 岡本店	薬局	神戸市東灘区岡本 1 丁目 4 番 11 号
令和7年6月1日	薬局クオリア	薬局	神戸市北区藤原台北町 6 丁目 14 番 10 号
令和7年6月1日	すみれ薬局 神戸駅前店	薬局	神戸市中央区中町通 2 丁目 1 番 16 号 1 階
令和7年6月1日	サンドラッグCARE 三宮オーパ薬局	薬局	神戸市中央区三宮町 1 丁目 5 番 24 号 1 階
令和7年7月1日	みこちゃん薬局	薬局	神戸市北区有野台 6 丁目 19 番地の 8－ 3

令和7年7月1日	コトブキ薬局	薬局	神戸市須磨区離宮前町1丁目1番44号
令和7年7月1日	きずな薬局六甲道店	薬局	神戸市灘区六甲町1丁目2番18号 1階
令和7年5月1日	訪問看護ステーション ふらっと神戸中央	訪問看護	神戸市兵庫区大開通7丁目5番12号
令和7年5月1日	訪問看護ステーション くらげ	訪問看護	神戸市長田区御屋敷通1丁目4番10号 東急ドエルアルス111号室
令和7年5月1日	訪問看護ステーション グリーンアップル長田須磨	訪問看護	神戸市長田区日吉町6丁目6番23号
令和7年6月1日	訪問看護ステーション U	訪問看護	神戸市須磨区青葉町2丁目1番25号 2F
令和7年6月1日	訪問看護ステーション IYASAKA 神戸中央	訪問看護	神戸市中央区坂口通7丁目2番16号 サンフラット高柳301号
令和7年6月1日	訪問看護ステーション フィル舞子台	訪問看護	神戸市垂水区舞子台3丁目11番18号
令和7年7月1日	クリオ訪問看護・リハビリステーション 灘	訪問看護	神戸市灘区王子町1丁目3番6号 パークビュー王子駅前403号室
令和7年7月1日	あなぶきケアサービス神戸 訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市東灘区本山中町3丁目6番16号
令和7年7月1日	ほのか訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市北区菖蒲が丘1丁目534番地の59 3階

2 法第 64 条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（精神通院医療）

(1) 名称の変更に係るもの

変更年月日	名 称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和 7 年 5 月 1 日	さくら薬局 神戸井吹台 店	薬局	神戸市西区井吹台 北町 2 丁目 17 番地 の 15 1 階	赤羽薬局 西神南 店

(2) 所在地の変更に係るもの

変更年月日	名 称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和 7 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション ふらっと神戸北	訪問看護	神戸市北区有野中 町 3 丁目 29 番 22 号	神戸市北区藤原台 南町 2 丁目 19 番 3 号 アーバン藤原 台 B 棟 2 号室
令和 7 年 4 月 1 日	訪問看護ステーション アルメリア	訪問看護	神戸市垂水区下畑 町 498 番地の 2 マンション神明 401	神戸市兵庫区笠松 通 6 丁目 4 番 11 号 コ・クール和田岬
令和 7 年 4 月 21 日	SmiLoop 訪問 看護ステーション 神 戸東ステーション	訪問看護	神戸市灘区日尾町 1 丁目 1 番 3 号	神戸市灘区永手町 1 丁目 4 番 16 号
令和 7 年 5 月 1 日	池内訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市西区伊川谷 町有瀬 766 番地の 1 ビサイド大蔵 谷 104 号	神戸市西区玉津町 高津橋 349 番地 C 棟 103 号室
令和 7 年 5 月 12 日	first uni. 訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市北区鈴蘭台 東町 1 丁目 10 番 1 号 2 階南側	神戸市北区鈴蘭台 西町 2 丁目 3 番 18 号 ラドーレ 101
令和 7 年 5 月 23 日	どんぐり訪問看護ステーション大石	訪問看護	神戸市灘区大石東 町 6 丁目 4 番 12 号 301	神戸市灘区大石東 町 6 丁目 4 番 12 号

神戸市告示285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

指定年月日	名 称	担当する医療 の種類	所 在 地
令和7年7月1日	神戸市立医療センター中央市民病院	腎移植	神戸市中央区港島南町2丁目1番地の1
令和7年7月1日	神戸朝日病院（更生医療のみ）	腎臓 肝臓移植後抗 免疫療法のみ	神戸市長田区房王寺町3丁目5番25号
令和7年7月1日	阪神調剤薬局 三宮店	薬局	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目3番13号 オリバー三宮ビル1階
令和7年7月1日	合名会社 高橋ヒフミ薬局（更生医療のみ）	薬局	神戸市兵庫区御崎町2丁目6番4号
令和7年7月1日	サンドラッグ三宮旭通薬局	薬局	神戸市中央区旭通5丁目1番6号 MAXビル1階
令和7年7月1日	サンドラッグ垂水小束山薬局	薬局	神戸市垂水区小束山本町1丁目1番1号 1階
令和7年7月1日	日本調剤 三宮薬局	薬局	神戸市中央区磯上通7丁目1番23号 UD三宮ビル1階
令和7年7月1日	キリン堂薬局 甲南山手店	薬局	神戸市東灘区森北町2丁目2番19号 キリン堂クリニックモール1階
令和7年7月1日	心薬局 垂水店	薬局	神戸市垂水区宮本町1番29号101

令和7年7月1日	スギ薬局 垂水駅前店	薬局	神戸市垂水区日向1丁目4番1号 レバンテ垂水1番館102号
令和7年7月1日	キリン堂薬局 兵庫店	薬局	神戸市兵庫区和田宮通5丁目1番12号
令和7年7月1日	のぞみ薬局 下山手通店	薬局	神戸市中央区下山手通7丁目4番8号 フェニックスハイツ山手1階-2
令和7年7月1日	チェリー薬局	薬局	神戸市垂水区小東山本町3丁目1番2号 グルメシティ小東山
令和7年7月1日	すみれ薬局 神戸駅前店	薬局	神戸市中央区中町通2丁目1番16号 Grand Front Kobe 1階
令和7年7月1日	キリン堂薬局 六甲アイランド店	薬局	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地の1 神戸ファッションプラザ3階
令和7年7月1日	キリン堂薬局 垂水星が丘店	薬局	神戸市垂水区星が丘1丁目4番37号
令和7年7月1日	アーモンド調剤薬局	薬局	神戸市東灘区住吉宮町2丁目18番18号
令和7年7月1日	あじさい薬局	薬局	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号 セルバ1階
令和7年7月1日	アップ薬局	薬局	神戸市東灘区本庄町1丁目15番12号
令和7年7月1日	なの花薬局 六甲アイランド向洋町店	薬局	神戸市東灘区向洋町中3丁目2番地の2 R I C医療・介護ステーション101号室
令和7年7月1日	本山薬局	薬局	神戸市東灘区本山中町4丁目1番1号

令和7年7月1日	薬局ジャパンファーマシー 灘駅前店	薬局	神戸市灘区岩屋北町7丁目3番1号
令和7年7月1日	あじさい薬局	薬局	神戸市中央区下山手通5丁目12番17号 1階
令和7年7月1日	キリン堂薬局 大倉山店	薬局	神戸市中央区楠町3丁目 神戸市営地下鉄大倉山駅構内
令和7年7月1日	神戸元町ハートフル薬局	薬局	神戸市中央区北長狭通4丁目6番7号
令和7年7月1日	新神戸コトノハコ薬局	薬局	神戸市中央区加納町1丁目3番2号 コトノハコ神戸1階1E-02A
令和7年7月1日	スギ薬局 三宮旭通店	薬局	神戸市中央区旭通4丁目1番4号 シティータワープラザ2階
令和7年7月1日	なの花薬局 神戸旭通店	薬局	神戸市中央区旭通4丁目1番4号 シティータワープラザ3階
令和7年7月1日	日本調剤 みなとじま薬局	薬局	神戸市中央区港島中町4丁目6番地の2
令和7年7月1日	オーダー薬局 新開地店	薬局	神戸市兵庫区大開通2丁目3番18号 神戸木材会館1階A室
令和7年7月1日	つくし薬局	薬局	神戸市兵庫区東山町1丁目12番23号 ウェストパークビル1階
令和7年7月1日	中道リファイン薬局	薬局	神戸市兵庫区中道通1丁目4番22号
令和7年7月1日	ひまわり薬局	薬局	神戸市兵庫区荒田町3丁目2番16号 1階

令和7年7月1日	有馬口さくら薬局	薬局	神戸市北区有野町唐櫃 40 番地の 6
令和7年7月1日	スカイ薬局	薬局	神戸市長田区二番町 1 丁目 1 番地 101 号
令和7年7月1日	はな薬局 神戸名倉 店	薬局	神戸市長田区名倉町 2 丁目 3 番 2 号
令和7年7月1日	スギ薬局 白川台店	薬局	神戸市須磨区車字仏坂 809 番地の 1
令和7年7月1日	月見山調剤薬局	薬局	神戸市須磨区月見山本町 1 丁目 5 番 17 号
令和7年7月1日	阪神調剤薬局 新須 磨店	薬局	神戸市須磨区衣掛町 4 丁目 1 番 25 号
令和7年7月1日	みどり薬局 妙法寺 店	薬局	神戸市須磨区妙法寺字辻 298 番地 の 11
令和7年7月1日	ライフオート須磨薬 局	薬局	神戸市須磨区須磨浦通 4 丁目 7 番 9 号
令和7年7月1日	らら薬局 菅の台店	薬局	神戸市須磨区菅の台 6 丁目 23 番 4 号
令和7年7月1日	アルファ調剤薬局 向陽店	薬局	神戸市垂水区向陽 1 丁目 1 番 17 号
令和7年7月1日	スギ薬局 本多聞店	薬局	神戸市垂水区本多聞 2 丁目 24 番 12 号
令和7年7月1日	西神戸薬局	薬局	神戸市垂水区日向 1 丁目 4 番 1 - 204 号

令和7年7月1日	日本調剤 舞多聞薬局	薬局	神戸市垂水区舞多聞西6丁目1番1号舞多聞100年の杜メディカルモール北棟1階
令和7年7月1日	めぐみ調剤薬局	薬局	神戸市垂水区本多聞2丁目12番26号
令和7年7月1日	ゴダイ薬局 神戸持子店	薬局	神戸市西区持子3丁目3番地 持子ビル101
令和7年7月1日	そうごう薬局 伊川谷店	薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬1052番地の1
令和7年7月1日	阪神調剤薬局 阪神センター大蔵谷店	薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬池林682番地の1
令和7年7月1日	有限会社いすず薬局	薬局	神戸市西区伊川谷町潤和字宮の西1425番地の3
令和7年7月1日	訪問看護ステーション グリーンアップル 長田須磨	訪問看護	神戸市長田区日吉町6丁目6番23号
令和7年7月1日	SmiLoop 訪問看護ステーション須磨長田ステーション	訪問看護	神戸市長田区日吉町4丁目1番1号マル井ビル2-B
令和7年7月1日	SmiLoop 訪問看護ステーション神戸中央ステーション	訪問看護	神戸市中央区多聞通4丁目4番13号502号室
令和7年7月1日	SmiLoop 訪問看護ステーション神戸東ステーション	訪問看護	神戸市灘区日尾町1丁目1番3号
令和7年7月1日	花ノ木訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市須磨区高倉台4丁目2番10号
令和7年7月1日	訪問看護 link	訪問看護	神戸市中央区北長狭通4丁目9番23号101

令和7年7月1日	訪問看護ステーション フィル舞子台	訪問看護	神戸市垂水区舞子台3丁目11番18号
令和7年7月1日	クリオ訪問看護・リハビリステーション 灘	訪問看護	神戸市灘区王子町1丁目3番6号 パークビュー王子駅前 403号室
令和7年7月1日	訪問看護ステーション メリー	訪問看護	神戸市東灘区御影中町1丁目7番27号 キャッスルハイツ御影 102号
令和7年7月1日	ケアウイング訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市灘区永手町1丁目1番182号
令和7年7月1日	訪問看護ステーション 神楽	訪問看護	神戸市兵庫区湊川町6丁目3番22号
令和7年7月1日	訪問看護ステーション ルーナ	訪問看護	神戸市長田区菅原通4丁目203番地の2
令和7年7月1日	訪問看護・リハビリステーション わたぼうし	訪問看護	神戸市須磨区妙法寺字藪中 1242番地
令和7年7月1日	若草訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市西区押部谷町栄 191番地の1

2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 名称の変更に係るもの

変更年月日	名 称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和7年5月1日	さくら薬局 神戸井吹台店	薬局	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の15 1階	赤羽薬局 西神南店

(2) 所在地の変更に係るもの

変更年月日	名 称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和7年5月1日	池内訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市西区伊川谷町有瀬 766 番地の 1 ビサイド大蔵谷 104 号	神戸市西区玉津町高津橋 349 番地 C 棟 103 号室
令和7年5月23日	どんぐり訪問看護ステーション 大石	訪問看護	神戸市灘区大石東町 6 丁目 4 番 12 号 301	神戸市灘区大石東町 6 丁目 4 番 12 号

3 法第 65 条の規定による辞退の届出があった指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

辞退年月日	名 称	担当する医療の種類	所在地
令和7年5月11日	ウエルシア薬局 神戸王塚台店	薬局	神戸市西区王塚台 1 丁目 103 番
令和7年6月1日	桜が丘薬局	薬局	神戸市西区桜が丘中町 2 丁目 1 番地の 4

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年9月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	玉津町二ツ屋	櫻井	145番2のうち 別図の斜線部分	663 m ² のうち 4.5 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	玉津町二ツ屋	櫻井	146番1のうち 別図の斜線部分	1,215 m ² のうち 95 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	岩岡町岩岡	新場	321番4のうち 別図の斜線部分	954 m ² のうち 43.75 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年9月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	平野町常本	権願寺	299 番	3,218 m ² のうち 50 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区平野町向井字前垣内502番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区平野町慶明222番地
神尾 武司
- 3 許可番号
令和5年12月27日 第8159号
(変更許可番号 令和7年5月27日 第2221号)

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和7年9月9日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R7-3号	令和7年8月21日	神戸市灘区青谷町3丁目603番33の一部	6.44	4.84

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市選告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年9月9日

神戸市選挙管理委員会

委員長 村 上 雅 彦

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,657</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>205,471</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,104</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,218</u>
灘区	<u>35,969</u>
中央区	<u>37,271</u>
兵庫区	<u>30,332</u>
北区	<u>58,346</u>
長田区	<u>25,462</u>
須磨区	<u>43,242</u>
垂水区	<u>58,413</u>
西区	<u>64,691</u>

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月9日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(平成28年4月人委規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第14条 [略] (選考により採用する場合) 第15条 次に掲げる職員の職へ職員を採用する場合は、選考によるものとする。 (1)～(10) [略] (11) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。)の規定により採用する職	第1条～第14条 [略] (選考により採用する場合) 第15条 次に掲げる職員の職へ職員を採用する場合は、選考によるものとする。 (1)～(10) [略] (11) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。)の規定により採用する職

<u>（人事委員会が定める場合を除く。）</u>	
(12)、(13) [略]	(12)、(13) [略]
第16条～第47条 [略]	第16条～第47条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

魚崎財産区議会会議規則をここに公布する。

令和7年9月2日

魚崎財産区議会議長 明 珍 信 宏

魚崎財産区議会規則第1号

魚崎財産区議会会議規則

第1章 総則

(参集及び欠席の届出)

第1条 議員は、招集当日の開議定刻前に招集告示に記載の場所に参加しなければならない。

2 議員は、事故のため招集に応じられないとき又は会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第2条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が会議に諮って定める。補欠議員の議席もまた同様とする。

(会期)

第3条 会期は、毎会期の初めに議長が議会に諮って定める。

(開会等の宣告)

第4条 議会の開閉及び開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第5条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え理由を付け、2名以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第6条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議)

第7条 動議は、2名以上の賛成者とともに発議者が連署して、議長に提出しな

なければならない。ただし、議長が軽易な事項と認めたときは、口頭による陳述をもってこれに代えることができる。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第8条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者及び賛成者の全員から請求しなければならない。

第3章 議事日程

（日程の作成及び配布）

第9条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。

2 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。ただし、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第10条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合において、議長が必要があると認めるとき又は議会の議決のあったときは、延会することができる。

第4章 選挙

（選挙の宣告）

第11条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第12条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口の閉鎖）

第13条 投票による選挙を行うときは、議長は、第11条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第14条 投票を行うときは、議長は、係員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は係員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第15条 議員は、議長の指示に従って、順次投票する。

(投票の終了)

第16条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第17条 議長は、開票を宣告した後、3人の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、くじによって議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(投票数の超過)

第18条 投票の数が、議場に在席する議員を超過するときは、更に投票を行わなければならない。ただし、選挙の結果に異動を及ぼさないと認めるときは、この限りでない。

(選挙結果の報告)

第19条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第20条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

第5章 議事

(議題の宣告)

第21条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

第6章 発言

(発言の許可等)

第23条 発言は、全て議長の許可を得た後、起立してしなければならない。

(発言内容の制限)

第24条 発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

第7章 委員会

(委員会)

第25条 議会は議案を調査し及び審議するため、これを委員会に付託することができる。

第8章 表決

(表決問題の宣告)

第26条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第27条 表決宣告の際、議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第28条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第29条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

(投票による表決)

第30条 前条の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、記名又は無記名の投票の方法を用いることができる。

(簡易表決)

第31条 前2条の規定にかかわらず、議長は問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。

(表決の順序)

第32条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、原案

に最も遠いものから先に表決を採る。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 規律

(品位の保持)

第33条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第34条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席の禁止)

第35条 議員は会議中はみだりに議席を離れてはならない。

第10章 会議録

(会議録の記載事項及び配布)

第36条 議会の会議録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 会議の場所
- (3) 出席議員及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した職員の職及び氏名
- (5) 会議に付した事件
- (6) 選挙の経過
- (7) 議事の経過
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項

2 会議録は、議員に配布する。

(会議録の署名)

第37条 議長が指名した議員2名が、会議録に署名する。

第11章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第38条 この規則の解釈に疑義があるときは、議長が決定する。ただし、2名以上の者から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

魚崎財産区議会傍聴規則をここに公布する。

令和7年9月2日

魚崎財産区議会議長 明 珍 信 宏

魚崎財産区議会規則第2号

魚崎財産区議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の届出)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を係員に告げてから入場しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 傍聴席に余裕のないときは傍聴を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

（係員の指示）

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する処置）

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

魚崎財産区議会委員会傍聴規則をここに公布する。

令和7年9月2日

魚崎財産区議会議長 明 珍 信 宏

魚崎財産区議会規則第3号

魚崎財産区議会委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、魚崎財産区議会委員会条例（令和7年9月条例第12号）第13条第2項の規定に基づき、魚崎財産区議会の常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の届出)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を係員に告げてから入場しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 傍聴席に余裕のないときは傍聴を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年8月26日付け神戸市公報第3925号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年9月9日

(8 ページ 告示第 267 号 所在地)

誤 北区有 792 番地

正 北区有馬町 792 番地